

## 間接強制（通常事件）申立てQ&A

～間接強制の申立てを検討されている方へ～

東京地方裁判所民事第21部（民事第9部弁論係内）

TEL 03（3581）3456（ダイヤルイン）

Q 1 東京地方裁判所民事第21部代替執行係（民事第9部内）はどこにありますか。

当係は霞が関庁舎内民事第9部弁論係内にあります（債権執行又は不動産執行の手続は目黒区所在の民事執行センター（民事第21部）が担当します。）。

Q 2 間接強制とは何ですか。

民事執行法172条に規定する強制執行の一方法です。債務者が債務名義（判決正本や和解調書正本等のこと）で命じられた債務を履行しない場合に、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭（制裁金）を支払うよう命じる裁判に基づき、債務者を心理的に強制し履行させることです。

Q 3 どのような場合に間接強制の申立てをするのですか。

債務者が、債務名義で定められた作為又は不作為を目的とする債務につき、任意に作為義務を履行しない場合又は不作為義務に違反し若しくはそのおそれがある場合に申立てをすることができます。例えば、債権者がウェブサイト上の投稿記事削除の民事裁判で勝訴判決を得て、この判決が確定したにもかかわらず、債務者が任意に削除しないときなどに申立てをすることができます。

Q 4 どの裁判所に申し立てをするのですか。

債務名義を作成した第一審裁判所に申立てをします（民事執行法172条1項6項，171条2項，33条2項，19条）。つまり、東京地裁本庁で債務名義を得た場合には、当係に申し立てることになります。また、債務名義が東

京簡易裁判所で作成された和解や調停の調書である場合で、執行対象の訴額が請求価格140万円を超える場合も当係に申し立てることになります。

なお、扶養義務等にかかる債権について定められた審判書等に基づく申立ての場合は、当該債務名義が作成された家庭裁判所で扱われます。

Q5 申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

債務名義を取得した後は、一般的には、執行開始要件として、執行文の付与及び送達証明書の取得が必要になります（Q6参照）ので、債務名義を取得した担当部に申請してください。

なお、債務名義が仮処分で不代替的作為義務を命じる場合（「～しなければならない」旨の主文となっている場合）、債権者が送達を受けてから2週間以内に執行の着手をしないと執行できなくなります（民事保全法43条2項参照）ので、上記期間内に間接強制の申立てをする必要があります。

Q6 申立てにはどのような書類が必要ですか。

一般的には次のとおりです。

- 1 申立手数料 債務名義1通につき、収入印紙2000円
- 2 予納郵券 債務者用に1082円分を2組（郵送の重量により追加していただく場合があります。）  
債権者決定正本送付用に1082円分（事前に請書をいただければ92円で構いません。また、窓口交付希望の場合は不要です。）
- 3 申立書正本、債務者の数の申立書副本
- 4 資格証明書（当事者が法人の場合）
- 5 委任状（弁護士が代理人として申し立てる場合）
- 6 執行文付債務名義（原本と写し。原本は事件終了後に還付します。）
- 7 債務名義の送達証明書（原本と写し。原本は事件終了後に還付します。なお、債務名義が仮処分の場合は追完提出でも差し支えありませんが、仮処分

の効力発生は債務者への告知によるので、審尋開始はこの追完を待つこととなります。)

- 8 債務名義に更正決定がある場合には、その更正決定正本及び確定証明書（各原本とそれぞれの写し。原本は事件終了後に還付します。）
- 9 当事者目録，その他引用される目録を当事者数プラス1部
- 10 間接強制制裁金の計算根拠の報告書（申立書中に記載があれば不要）
- 11 不作為義務違反があった場合，その違反の事実が債務名義成立後にされたものであることの証明書類 例 写真撮影報告書

Q 7 申立て後の手続の流れはどのようになりますか。

当係では、回答期限を10日として、債務者に対して、書面審尋（債務者の意見等を書面の提出により確認する手続）を実施しています。この期間中に、債務者から何も書面の提出がなければ、期限経過後に申立てを認容する決定がされます。債務者から書面が提出された場合には、かかる書面に対する反論等を求める場合があります。

なお、書面審尋の際に債務者に送付する審尋書は送達する必要があることから、送達が不奏功の場合には再度郵券の提出などをお願いする場合があります。

Q 8 決定後の手続の流れはどのようになりますか。

債権者が、間接強制決定に基づき、間接強制制裁金の取得実現のために債務者に対する強制執行を申し立てる場合には、一般的には、強制執行申立書のほかに、執行文を付与した間接強制決定正本・同決定の送達証明書を執行裁判所に提出する必要があります。執行文付与申請には手数料として収入印紙300円が、送達証明申請には手数料として収入印紙150円が、それぞれ必要になります。また、条件成就執行文の付与申請手続につき、提出する疎明資料等が事案によって異なりますので、詳細は当係までお尋ねください。

なお、間接強制申立時に提出された債務名義の原本については、債権者からの申請があれば、事件終了後に還付します。

以 上